

議案第 8 1 号

清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年清水町条例第３１号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） （略） （２） 特定個人情報 法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 （３） 個人番号利用事務実施者 法第２条第１３項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （４） 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１５項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （５）・（６） （略） （７） <u>住登外者宛名番号管理機能 町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。</u> （８） <u>住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。</u>	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） （略） （２） 特定個人情報 法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 （３） 個人番号利用事務実施者 法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （４） 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （５）・（６） （略）

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>次に掲げる事務とする。</u> (1) <u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u> (2) <u>別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務</u> (3) <u>町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</u> (4) <u>町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> 2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 3 <u>町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 <u>第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合におい</u>	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>町の執行機関が次項の規定による利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2 <u>町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>

改正後	改正前						
て、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の 情報の含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書 面の提出があったものとみなす。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供するこ とができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第 3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理する ために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた 場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を 提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、 他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の 情報の含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の 提出があったものとみなす。 (委任) 第6条 (略) 別表第1 (第4条関係)	(委任) 第5条 (略)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td><td>乳幼児等医療費の助成に関する 条例（平成4年清水町条例第22 号）による医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるも の</td></tr> <tr> <td>2 町長</td><td>重度心身障害者及びひとり親家</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 町長	乳幼児等医療費の助成に関する 条例（平成4年清水町条例第22 号）による医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるも の	2 町長	重度心身障害者及びひとり親家	
機関	事務						
1 町長	乳幼児等医療費の助成に関する 条例（平成4年清水町条例第22 号）による医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるも の						
2 町長	重度心身障害者及びひとり親家						

改正後			改正前
	庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2（第4条関係）			
機関	事務	特定個人情報	
1 町長	乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定	

改正後			改正前
		の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		清水町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報	

改正後			改正前
2 町長	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(以下「重度及びひとり親医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
		住民票関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
		乳幼児等医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報(以下「乳幼児等医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律	

改正後			改正前
		第37号) にいう知的障害者に 関する情報（以下「障がい者 関係情報」という。）であつ て規則で定めるもの	
		住登外者宛名情報であつて規 則で定めるもの	
別表第3（第5関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であつて規 則で定めるも の	教育委員会	住登外者宛名 情報であつて 規則で定める もの
2 教育委員 会	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であつて規 則で定めるも の	町長	住登外者宛名 情報であつて 規則で定める もの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。